

勝山市文化財保存活用地域計画

令和4年12月1日

勝山市

勝山市文化財保存活用地域計画 目次

序章 計画作成の目的と位置づけ

1. 計画作成の背景と目的	1
(1) 背景	(2) 文化財の調査・保存・活用
(3) 文化財等による地域づくり	(4) 課題と対策
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 文化財に関する法制度等	(2) 上位計画
(3) 関連する計画	(4) 関連する分野別計画
(5) 個別の文化財計画	
4. 文化財の定義	10

第1章 勝山市の概要

1. 自然的・地理的環境	11
(1) 位置・面積	(2) 地形・地質
(3) 気候	(4) 植生・生態系
2. 社会的状況	13
(1) 人口動態	(2) 産業
(3) 観光	(4) 土地利用
(5) 交通	
3. 歴史的背景	17
(1) 勝山市の歴史	(2) 災害の歴史
4. 勝山市の成立と各地区の特徴	21
(1) 勝山市の成立	(2) 各地区の特徴

第2章 文化財の概要

1. 指定等文化財の概要	27
2. 未指定文化財の把握	30
3. 文化財の特徴	31
(1) 類型ごとの特徴	(2) 文化財の特徴的なテーマ
【日本遺産】400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・勝山～	46

第3章 勝山市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴の整理	47
2. 勝山市の歴史文化の特徴	48
(1) 大地の形成と化石に関する歴史文化	
(2) 「中世宗教都市」平泉寺と一向一揆に関する歴史文化	
(3) 勝山城とその城下町に関する歴史文化	
(4) 勝山の近代産業と町・村に関する歴史文化	
(5) 九頭竜川流域の農山村とその暮らし・信仰に関する歴史文化	
3. 勝山市の歴史文化のイメージ	50

第4章 文化財の保存・活用の将来像

1. 将来像	51
勝山の歴史文化を守り、つなぎ、ひろげ、織りなす	
～地球の歴史の中で重なる大地・生命・暮らしのストーリー～	

2. 基本的な方向性	51
方向性1 文化財を未来へ守り、つなぐ	
方向性2 文化財に関わる活動をひろげ、織りなす	
第5章 文化財の保存・活用に関する方針	
1. 文化財の保存・活用に関する取組	52
(1)調査・研究に関する取組	(2)文化財関連施設の取組
(3)日本遺産の取組	(4)地区の取組
(5)学校の取組	(6)住民団体・民間事業者等の取組
2. 文化財の保存・活用に関する方針・課題・措置	63
取組方針1 調査研究・保存「文化財の価値を解明・共有し、守っていく」	
取組方針2 次世代への継承「文化財を地域の子どもたちに伝え、担い手を育てていく」	
取組方針3 防災・防犯「災害等に備え、文化財を地域で守っていく」	
取組方針4 活用・発信「文化財を体験できる場・機会を増やし、	文化財の価値を創造・発信していく」
取組方針5 参加促進「多様な主体が参加する文化財を活かした取組を通して、	地域の活動・生業を生み出していく」
取組方針6 総合的・一体的な保存と活用	
「勝山市の歴史文化の特徴を活かした取組を進めていく」	
第6章 文化財の総合的・一体的な保存と活用	
1. 保存と活用の考え方	78
2. 歴史文化ストーリーの設定及び保存・活用の方針と措置	78
歴史文化ストーリー1 恐竜が眠り、山と川がつくる大地の物語	80
(1)概要	(2)ストーリーを構成する文化財の特徴と分布
(3)歴史文化ストーリー1の課題と方針	(4)歴史文化ストーリー1の措置
歴史文化ストーリー2 白山を源流とする平泉寺の信仰と文化	83
(1)概要	(2)ストーリーを構成する文化財の特徴と分布
(3)歴史文化ストーリー2の課題と方針	(4)歴史文化ストーリー2の措置
歴史文化ストーリー3 勝山城下町と周辺地域のつながり	86
(1)概要	(2)ストーリーを構成する文化財の特徴と分布
(3)歴史文化ストーリー3の課題と方針	(4)歴史文化ストーリー3の措置
歴史文化ストーリー4 勝山の繊維産業と芸術文化活動の広がり	89
(1)概要	(2)ストーリーを構成する文化財の特徴と分布
(3)歴史文化ストーリー4の課題と方針	(4)歴史文化ストーリー4の措置
歴史文化ストーリー5 豊かな自然に育まれた農山村文化	92
(1)概要	(2)ストーリーを構成する文化財の特徴と分布
(3)歴史文化ストーリー5の課題と方針	(4)歴史文化ストーリー5の措置
3. 文化財保存活用区域の設定及び保存・活用の方針と措置	95
(1)平泉寺文化財保存活用区域	
(2)勝山城下町文化財保存活用区域	
(3)旧木下家住宅周辺文化財保存活用区域	
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	
1. 文化財の保存・活用の推進体制	101
(1)文化財の保存・活用を推進していくために	
(2)3段階での推進体制	

序章 計画作成の目的と位置づけ

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

近年、全国的に少子高齢化による人口減少が進展するなど、社会状況は急激に変化しています。このような状況の中で、文化財を次世代に継承する担い手不足や文化財の滅失・散逸が大きな課題となっており、勝山市でも同様の状況が見受けられるようになってきました。

国はこれを緊急の課題として、平成 30 年(2018)に文化財保護法を改正(平成 31 年(2019) 4 月 1 日施行)しました。この改正の目的は、未指定を含めた文化財等をまちづくりの核とし、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくために、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることにあります。

勝山市はこの改正に従って、文化財の適切な保存と活用を両輪とし、これまで行われてきた地域の特色を活かしたまちづくりを継続しながら、歴史や文化に焦点をあてた施策を発展・充実させるために、同法に定められた文化財の保存・活用のマスタープラン兼アクションプランである「勝山市文化財保存活用地域計画」を作成することとしました。

(2) 文化財の調査・保存・活用

勝山市は、昭和 29 年(1954)に 1 町 8 か村が合併して誕生しました。この勝山市としての文化財の保存・活用に関わる取組は、昭和 38 年(1963)からはじまった市史編さん事業や有形・無形文化財の調査、文化財指定等をあげることができます。令和 4 年(2022) 3 月現在、市域には計 85 件の国・県・市指定等文化財があります。

平成元年(1989)からの発掘調査で「中世宗教都市」と評価されるようになった国史跡「白山平泉寺旧境内」、江戸時代後期に庄屋を務めた上層農家である国重要文化財「旧木下家住宅」、明治 37 年(1904)・大正 4 年(1915)建築の織物工場を博物館施設として運営している市指定文化財・国認定近代化産業遺産「はたや記念館ゆめおーれ勝山」の 3 つの文化財では、勝山市が中心となって調査・保存・活用の重要な取組を行っています。

(3) 文化財等による地域づくり

平成 14 年(2002)、勝山市では「勝山市エコミュージアム推進計画」を策定し、市域のさまざまな文化財・遺産(*1)・伝承などを背景とした風土と歴史を地域づくりに活かす活動がはじまりました。この活動によって、行政と地域住民が歴史・産業・自然に関わる遺産を協働で発掘し、保存・活用していくために、各地区にまちづくり団体がたち上がりました。市民自らが活動することによって地域が活性化され、勝山市の魅力的な個性が高まるとともに、市民に地域への誇りが育まれていきました。

さらに平成 21 年(2009)には、勝山市全域が「恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク」として日本ジオパークに認定されます。勝山の大地の歴史と関連する自然や歴史・文化などの人びとの暮らしぶりを一体的にとらえる活動が行われるようになりました。先述のエコミュージアムの取組は、現在、ジオパーク活動として引き継がれています。このよ

うに勝山市は、約 20 年間にわたって、エコミュージアムとジオパークを通じたまちづくりを進めているところです。

(4) 課題と対策

このような保存・活用の取組が進められる一方で、市内各地域からは文化財等の保存・活用についての要望が上がってくるものの、体制・予算などを原因として十分に対応ができていない現状にあります。また、先述した国史跡白山平泉寺旧境内をはじめとする保存・活用が進みつつある文化財も、調査・研究の継続が不十分な状況にあります。さらに、市がこれまでに収集や調査を行ってきた資料についても整理や保存・活用が進んでいません。

このような現状をふまえ、今後は基礎的な調査・研究を推進するとともに、市域の歴史文化についての多彩な学びや触れ合いの機会をつくって、勝山市を特徴づける歴史文化を市民の身近なものとし、地域への理解を深めます。そして、改めて地域の誇りとしての文化財の価値を共有し、文化財を活かした市内外の人びととの交流を活性化させることを目指します。

また、各地区の取組と文化財の保存・活用を連携させ、それらが全体的に相乗効果を生み出すことを目指します。そのためにも、歴史文化のストーリーを活用することで、地区を超えた多様な主体が参加する文化財の保存・活用へと発展させていきます。

＊ 1 「勝山市エコミュージアム推進計画」では、指定等文化財だけでなく、年中行事や郷土芸能、伝説や言い伝え、樹木や川といった自然など地域にあるすべてのものを「遺産」としています。本計画では、これらの「遺産」も含めて「文化財」と表現します。ただし、「勝山市エコミュージアム推進計画」について説明が必要な場合は「遺産」と表現する場合があります。

2. 計画期間

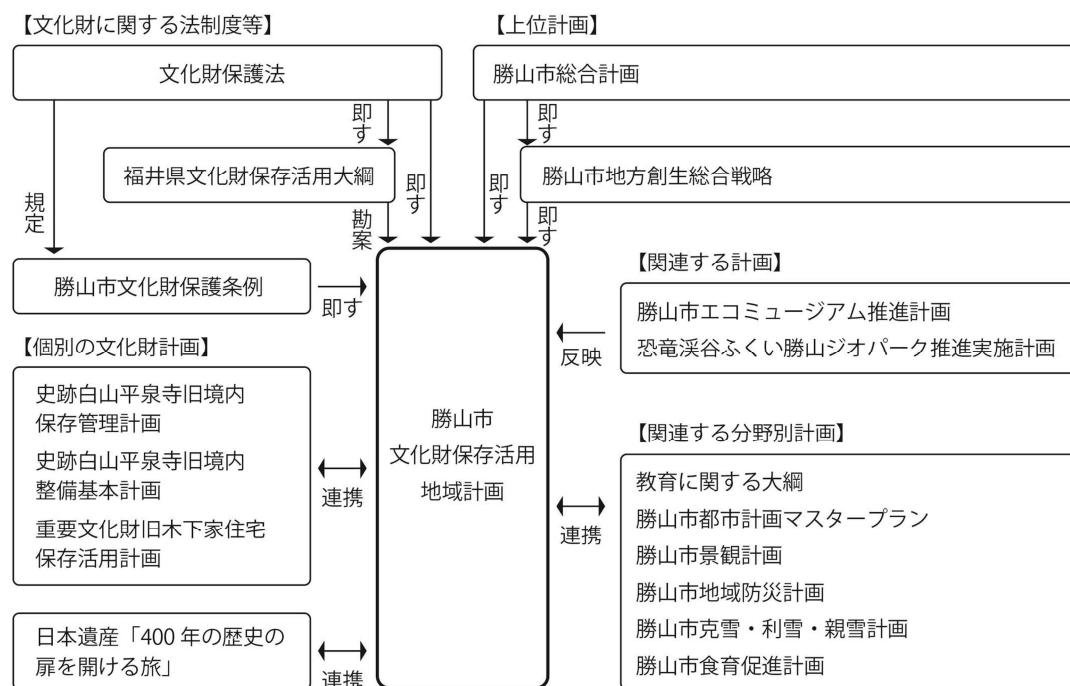
本計画の計画期間は、令和 5 年(2023)度から令和 14 年(2032)度までの 10 年間とします。後ほど述べる「第 6 次勝山市総合計画」の計画期間が令和 4 ～13 年度であることから、総合計画にあわせて本計画の改訂も行います。

勝山市の文化財関係者により構成される文化財保存活用地域計画運営委員会(仮)を設置し、年 1 回程度の委員会を開催し、本計画の進捗を管理します。また、関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜、計画の見直しを行います。第 6 次勝山市総合計画は令和 4 年(2022) 3 月末に策定され、あわせて勝山市地方創生総合戦略も更新されました。総合戦略の計画期間である 5 年間で、本計画も必要に応じて見直しを行います。なお、65 ページ以降にまとめているように、各種課題の措置の事業期間は、前期(1 ～ 3 年目)、中期(4 ～ 7 年目)、後期(8 ～ 10 年目)に分けて進めていきます。

地域計画の計画期間の変更、市内の文化財の保存に影響をおよぼすおそれのある変更、及び地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、文化庁長官へ変更の認定を申請することとし、上記以外の軽微な変更該当する場合については、県を通じて文化庁へ情報提供します。

3. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは下図のように整理されます。文化財に関する法制度や上位計画・関連計画に加えて、平泉寺と勝山城下町等は日本遺産「400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり越前・福井～」に認定されており、日本遺産との連携を図っていくことも重要です。



勝山市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 文化財に関する法制度等

① 文化財保護法(文化庁)

過疎化・少子高齢化等を背景として、文化財の滅失や散逸等は緊急の課題となっています。未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりで継承することが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、文化財保護法が改正されました。改正により、(1)都道府県による文化財保存活用大綱の策定、(2)市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、(3)市町村による文化財保存活用支援団体の指定、(4)所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等が新たに制度化されました。本計画は、改正された文化財保護法第183条の3にもとづく計画となります。

② 福井県文化財保存活用大綱(福井県、令和2年3月)

文化財保護法の改正を受け、同法第183条の2の規定にもとづき、県や市町、県民等、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。『「魅力ある福井の文化財」を未来につなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して』を基本理念として掲げ、(1)調査・指定等、(2)保存、(3)修理・整備等、(4)

活用、(5)人材の育成・確保の各項について基本的方針を設定しています。これらの各項目について、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を記載し、市町への支援の方針、防災・災害等発生時の対応、文化財に関する保存・活用の推進体制が定められています。なお、文化財保護法では、市町村の作成する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案して、作成するものと定められています。

③勝山市文化財保護条例(昭和40年4月施行、令和3年12月改正)

文化財について、市による指定や保存等について規定しています。文化財に関する重要事項について調査審議するため勝山市文化財保護審議会の設置を定めています。

(2)上位計画

①第6次勝山市総合計画(令和4年3月、計画期間：令和4～13年度)

長期的展望に立った総合的な勝山市のまちづくりの指針です。「10年後のまちの姿」として「わいわい わくわく 安全安心のまち かつやま」を実現するために(1)高齢者の活躍促進と子育て・教育への集中投資、(2)性別、年齢等にとらわれない多くの人の参画、(3)デジタル技術の積極的な活用、(4)効率的で利便性の高い行財政運営という4つの基本的な考え方をあげています。

この基本的な考えをふまえ、市民生活の安定に直結する「子育て・教育」「福祉・健康」「産業・経済」「防災減災・生活環境」の4つの分野をしっかりと守り支え、よりよい姿で次世代に引き継ぎ、この安定した土台の上に、「地域の未来を創る」と「まちの楽しさを創る」という2本の柱で新しい勝山のまちづくりを進めていくことが記されています。

また、この4つの「守る」と2つの「創る」という6分野で政策目標が定められており、その中の「産業・経済」、「防災減災・生活環境」、「地域の未来を創る」、「まちの楽しさを創る」の4分野で文化財の保存・活用に関わる政策目標と取組の方向性がまとめられています。

②第2期勝山市地方創生総合戦略(令和4年3月、計画期間：令和4～8年度)

市の最重要課題である人口減少対策や地方創生に戦略的に取り組んでいくことを目的として策定されました。また、総合計画の政策を実現するための施策や具体的な取組を示す計画となっています。

次ページの表に、勝山市総合計画とあわせて歴史文化に関する部分をまとめました。

(3)関連する計画

勝山市では、歴史文化を含めた地区の遺産を活用したまちづくりを実施することを目的に平成14年(2002)にエコミュージアム推進計画を策定しました。同計画にもとづき、市内10地区(21～22ページ参照)それぞれでまちづくり団体が組織化され、各地区にある身近な「遺産」を発掘してきました。また、平成21年(2009)には、市内全域が日本ジオパークに認定され、恐竜化石に象徴される地形・地質を中心として、ジオパークの手法を活かした活動を行っています。ジオパークの対象は、エコミュージアムで発掘されてきた勝山市の自然や歴史文化等人びとの営みを含んでいます。

勝山市内の各地区では、エコミュージアム、ジオパークが掛けあわさって独自性のある取組が実施されてきました。本計画では、これらの取組を継承、発展させるとともに、まちづくり団体等を担い手として、文化財の保存・活用の効果を高めていきます。

総合計画と地方創生総合戦略の歴史文化に関する部分

第6次勝山市総合計画				第2期勝山市地方創生総合戦略	
分野		政策目標	取組の方向性	施策	具体的な取組
4 つ の 「 守 る 」	1. 子育て・教育				
	2. 福祉・健康				
	3. 産業・経済	多くの観光客が訪れる豊かで活力あるまち	歴史文化に関する多種多様な文化財等の保存に取り組みつつ、勝山市を特徴づける歴史文化のストーリーをもとに、これを生かした観光プログラムを開発します。	勝山の魅力(歴史・民俗・自然等)を感じる観光プログラムの開発	歴史文化資源を活用した体験型ワークショップ、ツアーなどを実施 ジオパークや日本遺産などのストーリーを活用した観光プログラムを開発 歴史文化に関する多種多様な文化財や資料の調査・研究を実施 勝山の魅力(歴史・民俗・自然等)を市内外に発信
	4. 防災減災・生活環境	地球にやさしく環境意識が高いまち	美しい自然景観や眺望景観、歴史的景観を保全するとともに、これらと調和のとれた景観の形成に取り組みます。	景観の保全	歴史的まちなみ景観の保全を支援
2 つ の 「 創 る 」	1. 地域の未来を創る	活力あふれる地域コミュニティを創る	住民が地域を知り学び、地域の自然や景観、歴史・伝統・文化の保存・保護および活用に取り組めるよう、地域の魅力づくりを支援します。 地域の魅力向上に向けて、住民とともにジオサイトや自然遺産、歴史・文化遺産の保全に取り組み、これを教育活動に活用し、シビックプライドの醸成を通じて地域の担い手を育成します。	地域の自然や景観、歴史・伝統・文化の保存・保護活動を支援 ジオパークを生かした住民主体の活動を支援	地域住民が主体となって取り組む自然環境の保存・保護活動を支援 地域住民が主体となって取り組む歴史・伝統の保存・保護活動を支援 良好な景観の保存・保護 文化財等の調査・研究 ジオパークに関する講座や自然体験活動を実施 ジオパークを生かした住民主体の活動を支援
	2. まちの楽しさを創る	多彩な交流によるにぎわいとつながりを創る	勝山市のあらゆる地域資源を磨き上げ生かすことで、多彩な学びや触れ合いの機会をつくり、地域への理解と価値を共有することで、勝山ならではの交流を促進します。	地域資源の磨き上げおよび活用	地域住民が主体となって取り組む歴史文化を生かした活動を支援 小中学校における自然・文化・歴史・伝統等を題材としたESDを実施 文化財関連施設を活用した学習・交流・地域づくりの機会を創出 日本遺産の魅力を伝えるガイドの養成およびシンポジウム等の開催
		やりたいことに挑戦できるまちを創る	地域に残る伝統行事や伝統芸能など伝統文化の保存・継承を支援するとともに、市民の文化芸術活動を支援します。	伝統文化、文化芸術活動の振興と継承を支援	地域に残る伝統文化の担い手育成を支援

①勝山市エコミュージアム推進計画(平成 14 年 10 月)

エコミュージアムとは、地域全体を屋根のない博物館として、地域の遺産を発掘・展示・活用し、誰もが魅力を理解できるように整備していくまちづくりの手法です。勝山市では、エコミュージアムを取り入れ、地域の歴史・自然・産業遺産を市民の参加によって発掘し、保存・活用を行うことで、幼児から高齢者まで世代を超えて誰もが共通する「ふるさと・勝山」像を形成することを目的としています。

計画では、市内 10 地区の特徴を明確にし、勝山市エコミュージアム協議会を中心に、各地区のまちづくり団体を組織化し、エコミュージアムによる地域づくりを展開してきました。

②恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク推進実施計画(平成 28 年 6 月)

ジオパークは、大地(ジオ)の公園(パーク)を意味し、地球を学び、まるごと楽しむことができる場所です。平成 21 年(2009)、勝山市全域が「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、平成 30 年(2018)度に再認定を受けました。「恐竜はどこにいたのか？大地が動き、大陸から勝山へ」をテーマに掲げ、恐竜が大陸で生きていたころから発見されるまでの間の地球活動の遺産のほか、自然環境、勝山の人たちの暮らしぶり等を、訪れる人びとが目で見、肌で感じることを目指しています。

(4)関連する分野別計画

①教育に関する大綱(令和 3 年度改訂、計画期間：令和 4～8 年度)

勝山市が進める教育行政の基本方針であり、「学校教育」、「生涯学習・地域活動」、「文化・歴史」、「健康スポーツ」の 4 分野における方針を示しています。

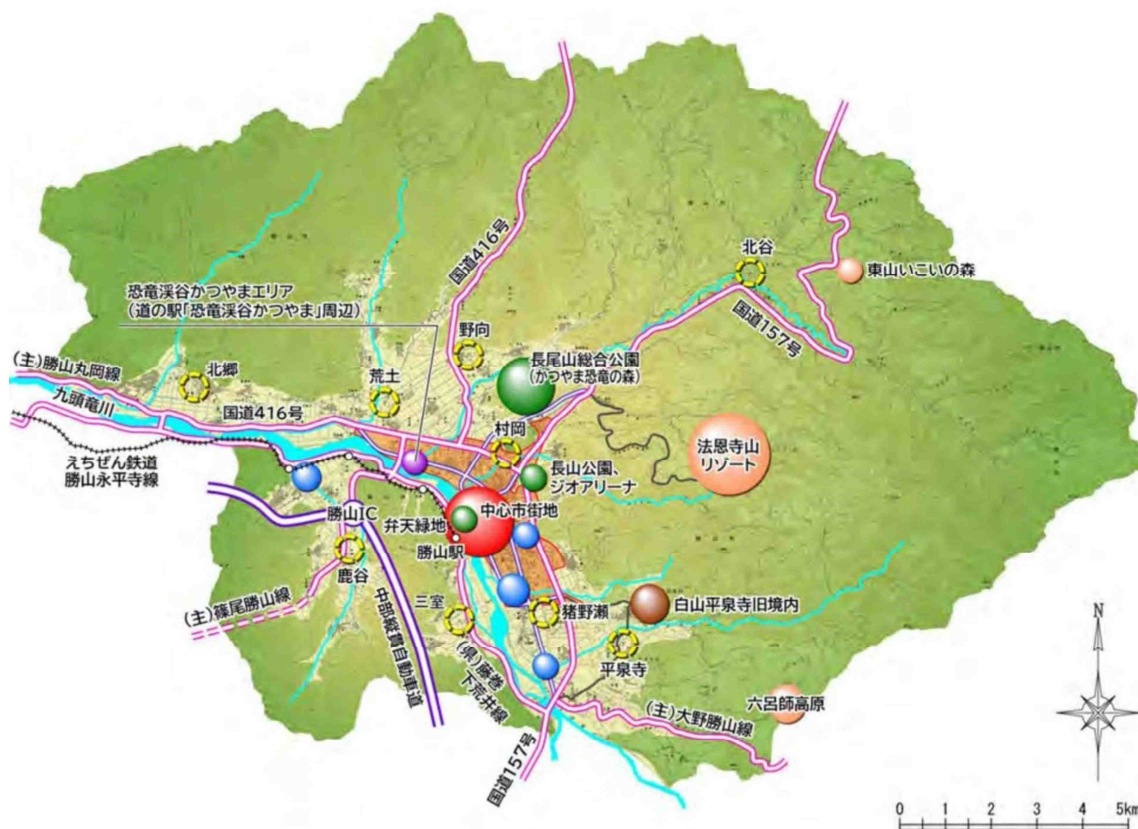
「文化・歴史」の基本方針としては、(1)文化芸術活動の活性化・支援、(2)伝統文化の継承・発展とふるさとづくり、(3)豊富な歴史遺産の保存と積極的活用の 3 点があげられています。

また、歴史文化に関連する基本方策としては、まず「学校教育」の中で、歴史・文化・産業・自然環境の学びを通してふるさとを大切にする心や地元での就職・起業のマインドを育むこと、恐竜に関する学習の充実があげられています。次に、「文化・歴史」の中で、①伝統文化の次世代への保存・継承のための左義長櫓など郷土芸能施設の整備支援や伝統文化に触れる機会の提供、②文化財の指定・未指定を問わず継続性・一貫性のある保存・活用の推進、③「国史跡白山平泉寺旧境内」の適切な保存と積極的な活用、④日本遺産「国史跡白山平泉寺旧境内」と「勝山城下町」の魅力発信、⑤「国重要文化財旧木下家住宅」の維持・保存と先人の暮らしなどに触れることができる場としての活用促進、⑥「県指定文化財三室遺跡」などの文化財の地域連携による保存・活用、⑦勝山城博物館など関係機関との連携による文化財の公開・活用、⑧「市指定文化財はたや記念館ゆめおれ勝山」での調査研究・展示・教育普及等の推進という 8 点が具体的にあげられています。

②勝山市都市計画マスタープラン(令和 4 年 6 月改定、目標年次：令和 13 年度)

都市計画分野を中心とした持続可能なまちづくりの方向性や進め方等を示すために、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備及び、勝山市全域の生活基盤のあり方についての基本方針を定めています。

第6次総合計画に掲げる10年後のまちの姿「わいわい わくわく 安全安心のまち かつやま」を基本目標とし、4つの基本方針を定めています。その中の基本方針1「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」では、(1)ジオパークの推進による持続可能なまちづくり、(2)ふるさとの原風景や美しい眺望景観の保全と活用、(3)歴史的まちなみの保全と活用について、基本方針4「市民と行政が育む協働のまちづくり」では、(1)まちに対する誇りや愛着心の醸成と全ての人が活躍できるまちづくりについての具体的な方針が示されています。



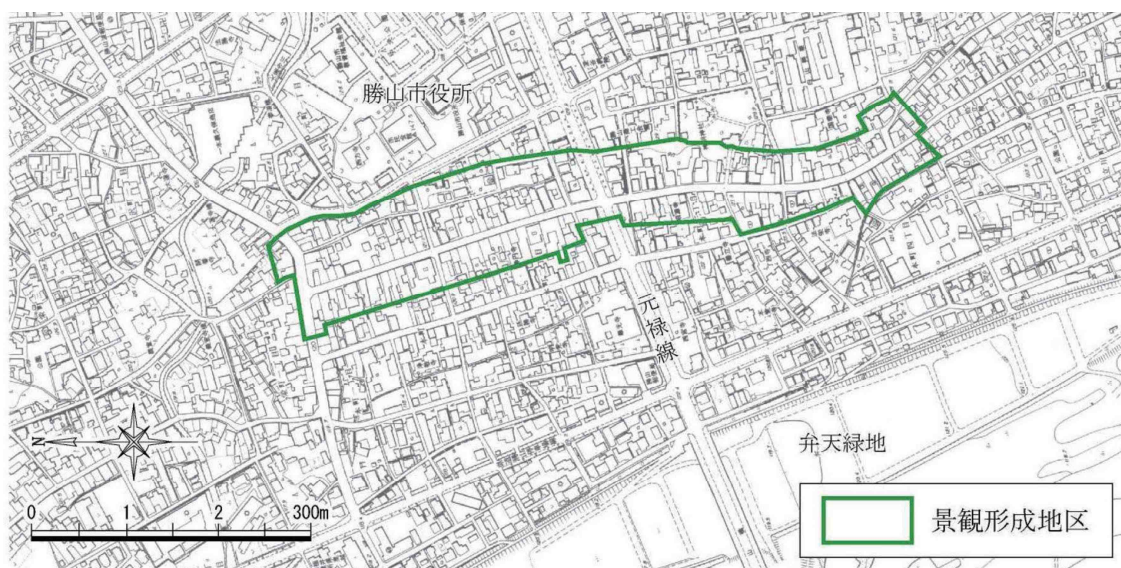
凡 例		
まちを構成するゾーン	まちの主要な拠点	まちの主要な軸
市街地ゾーン	中心市街地	中部縦貫自動車道・IC
田園・集落ゾーン	恐竜渓谷かつやまエリア (道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺)	広域幹線道路
山岳緑地ゾーン	工業集積地	都市内幹線道路
	骨格的な公園・緑地	その他の主要道路
	白山平泉寺旧境内地区	えちぜん鉄道・駅
	リゾート・レクリエーション拠点	主要な河川
	地域コミュニティ拠点	

勝山市の土地利用方針図(勝山市都市計画マスタープランより)

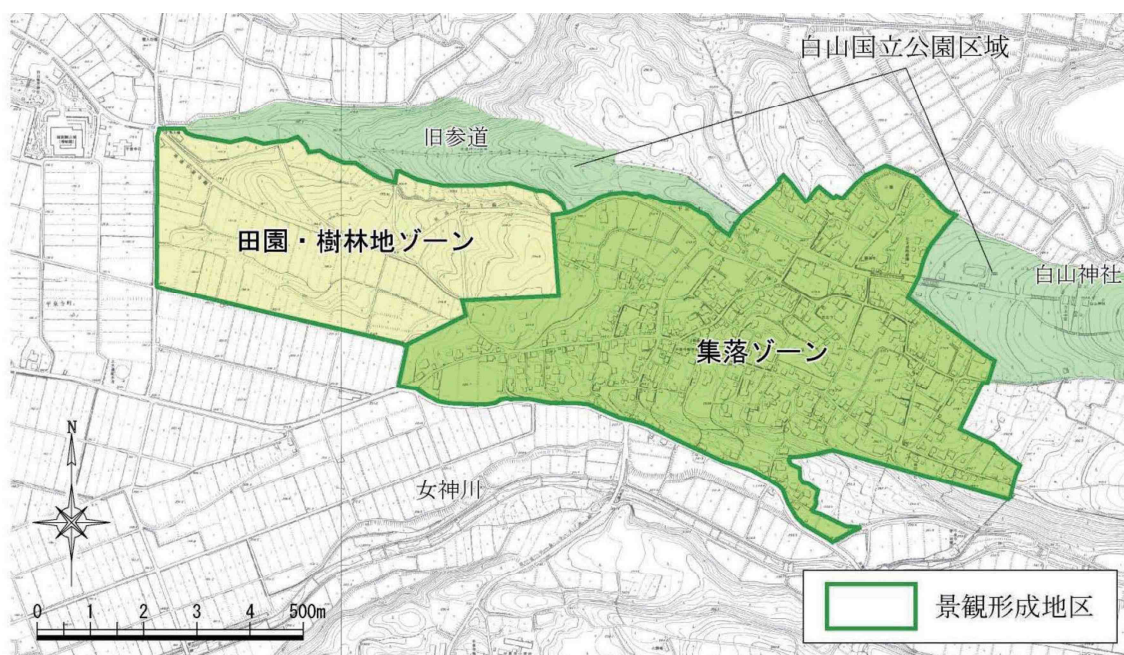
③勝山市景観計画(平成23年12月、令和4年度改定予定)

勝山市は景観法にもとづく景観行政団体であり、「エコミュージアムによる質の高いまち」を目指して景観づくりを実践するための指針及び行為の制限に関する事項等を定めています。

「豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化 ふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残そう」を基本目標とし、眺望景観、自然景観、市街地景観、集落景観等についての基本方針が定められています。勝山市全域に対する方針に加え、本町通り及び平泉寺区に関しては、景観形成地区に指定し、それぞれ、策定以前からのルールを尊重した景観形成方針及び行為の制限を定めています。



本町通り景観形成地区図(勝山市景観計画より)



平泉寺区景観形成地区図(勝山市景観計画より)

④勝山市地域防災計画(一般対策編・震災対策編)(令和4年修正)

本計画は、災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、災害対策の万全を期するものです。

文化財に関しては、火災予防対策として予防広報、防災訓練実施や防災対策推進等の防火指導、災害発生時等の保護対策として、届出(報告)や被災状況収集、講ずる処置について定められています。また、降雪期前対策の中には、文化財の保全対策も含まれています。

⑤勝山市克雪・利雪・親雪計画(平成26年3月)

雪を克服し、そのうえで雪を利活用し、雪に親しむことを目指し、行政が実施する克雪対策と地域コミュニティや各世帯に対する支援策、行政による利雪及び親雪の取組を明らかにするものです。親雪実施計画の中では、勝山らしい雪国生活文化として、勝山年の市や勝山左義長まつり、谷・滝波のお面さん祭り等の伝統行事に代表される冬の暮らしの文化の継承、雪に覆われた山々に囲まれた眺望景観や伝統的な食文化等の雪国に暮らす魅力の再発見と創造があげられています。

⑥第3次勝山市食育促進計画(平成30年3月、計画期間：平成31～令和4年度)

市民、関係機関、団体等と勝山市が連携して食育を総合的かつ計画的に推進していくため、目標と方向性を明確に示すものです。「勝山の食文化を伝える」基本方針のもと、市民にあっては、家庭の味を子どもに伝えることや、伝承料理や行事食を継承すること、行政・関係機関・団体等にあっては、伝承料理・行事食の講座・料理教室等の実施や雪室食材の活用が示されています。

(5)個別の文化財計画

①史跡白山平泉寺旧境内保存管理計画(平成9年3月)

面積約200haの範囲が史跡として指定されたことを受けて、民家、田畑、山林等、各地域に即したきめ細かな保存管理の計画を定めています。また、総合的な学術調査、環境整備を進め、地域の文化遺産として未来永劫その保存・保護・活用を図っていくことを目的に、史跡整備の長期構想として基本的な骨子とその課題が整理されています。

史跡白山平泉寺旧境内の調査・整備・活用について、専門知識の導入を図り、史跡整備事業の円滑な推進を図るため、調査整備指導委員会が設置されています。

②史跡白山平泉寺旧境内整備基本計画(平成12年3月)

『保存管理計画書』をもとに史跡の保存・活用をはかりながら、将来に向けた史跡整備の方向性を示したものです。発掘された中世の石畳道や僧坊跡の復元、中核施設となる歴史博物館などの設置を中心とした史跡公園整備の計画を定めています。

③重要文化財旧木下家住宅保存活用計画(平成28年8月、改定中)

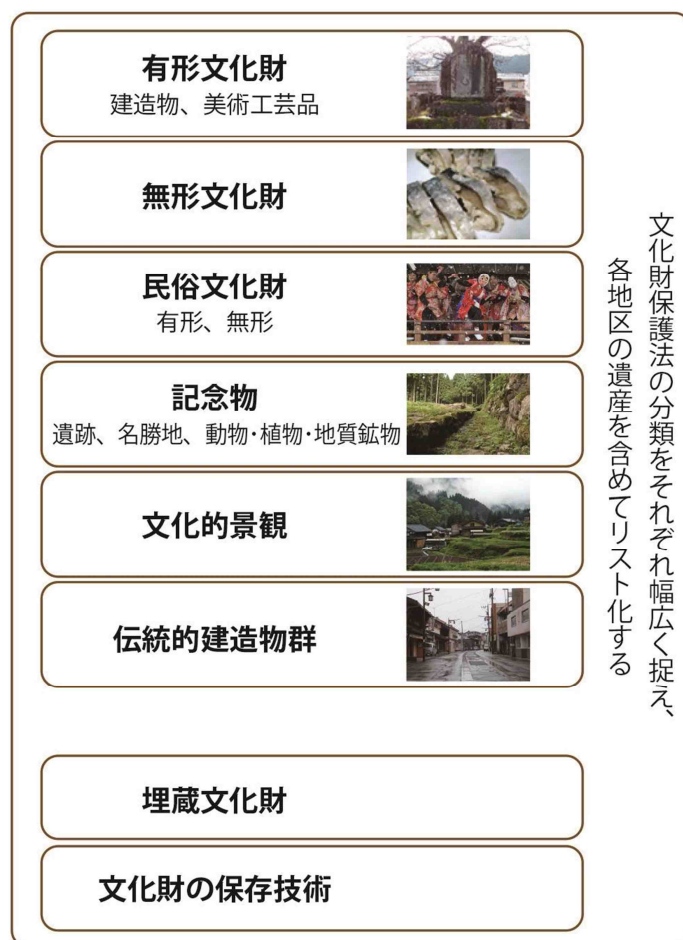
旧木下家住宅の保存・活用に関する方針を定めたものです。文化財建造物として健全に維持し、周辺環境を整え、災害に備えつつ有効に活用することを計画の目的として、保存管理、環境保全、防災、活用、保護に係る諸手続の5項目について定めています。

平成 27 年(2015)から 4 か年で進めてきた保存修理工事と耐震工事、防災便益施設整備工事等が完了したこと、修理後の状況に対応するために現在改訂中です。

4. 文化財の定義

本計画の対象とする「文化財」は、文化財保護法第 2 条に規定されている有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいいます。この中には国・県・市に指定等されたものだけでなく、行政による保護措置が図られていない、いわゆる「未指定文化財」も含まれます。また、文化財保護法に規定される土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)や、文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の修理・材料製作等の伝統的な保存技術(文化財の保存技術)も文化財として対象とします(下図)。

なお、エコミュージアム推進計画では、上記の 6 つの類型にとらわれず、地域にあるものすべてを「歴史遺産」、「自然遺産」、「産業遺産」、「民俗遺産」として発掘・整理しました。その成果をもとに、市内 10 地区ではマップ作成、看板設置、まち歩き等の活動を実施しています。本計画では、これまでの取組で発掘・整理されてきたこのような「遺産」も「文化財」と呼び、上記の 6 つの類型に再編成して考えていきます。



本計画で対象とする文化財